

令和6年度学校運営課会計年度任用職員募集要項

- 1 職名
学校健康トレーナー
- 2 募集期間
令和6年5月7日（火）から令和6年5月21日（火）まで
- 3 募集方法
区ウェブサイトへ募集記事を掲載します。
- 4 募集人数
1人
- 5 選考方法
書類審査・作文・面接
○第一次選考 書類審査・作文
○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）
- 6 応募資格
以下の3つの条件のうち1つ以上有する者。
①小学校教員普通免許（教職課程を有する学校等で主に体育科目を選択していた方）
②中学校教員普通免許（保健体育）
③高等学校教員普通免許（保健体育）
なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。
（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（2）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（4）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回る事となる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。
- 7 職務内容
・健康課題に応じた個別相談・指導（運動教室の運営）
・小学校への巡回健康指導
・教職員への助言など
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 雇用期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

9 勤務日及び休日

勤務日

月曜日から土曜日のうち5日間

休日

日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日は勤務日ではありません。ただし、あらかじめ行事等で日曜日や祝日に勤務を割り振られた場合を除きます。

10 勤務時間

1日の勤務時間 6時間（実働）

午前9時30分から午後4時30分まで（休憩1時間を含む）。

11 勤務場所

- ・目黒区総合庁舎5階 学校運営課
- ・区立小学校
- ・めぐろ学校サポートセンター

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙所1か所あり）

12 報酬額等

月額約208,753円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末手当等を支給します（期末手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

13 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

14 休暇等

年次有給休暇は11日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

15 災害補償

公務上または通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法または特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例等により補償されます。

16 社会保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

(1) 加入する健康保険

東京都職員共済組合

(2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。(例えば、任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)

17 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

18 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書(6月以内の撮影写真添付)

イ 作文

・テーマ 「健康課題のある小学生への支援」

・文字数 800字程度

・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可

ウ 応募資格に関する書類の写し

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

令和6年5月21日(火曜日)(必着)

(3) 提出方法

封筒に「学校健康トレーナー応募」と明記し、履歴書、作文及び応募資格に関する書類の写しを、学校運営課保健給食・健康係へ郵送または持参してください。

19 郵送先・問い合わせ先

〒153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区教育委員会事務局 学校運営課保健給食・健康係

電話番号 03-5722-9306(直通)

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上